

広島県告示第四百二十四号

広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号）第二条第一項の規定によって、県統計調査を次のとおり実施する。

平成二十一年四月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 調査を行う者の名称
広島県知事
- 二 調査の名称
春季賃上げ及び夏季・年末一時金要求・妥結状況調査
- 三 調査の目的
春季賃上げ、夏季・年末一時金の要求・妥結状況等を把握し、労働行政の基礎資料とする。
- 四 調査対象の範囲
県内全域
- 五 報告を求める事項
事業所及び労働組合の概況、要求・妥結状況
- 六 報告を求める事項の基準となる期日又は期間
春季賃上げ 六月三十日
夏季一時金 七月三十一日
冬季一時金 十二月三十一日
- 七 報告を求める者
県内民間企業で、当該企業の労働者が組織する労働組合がある企業
- 八 報告を求めるために用いる方法
郵送
- 九 報告を求める期間
 - 1 調査の周期
毎年
 - 2 調査の実施期間又は調査票の提出期限
五月十五日から翌年一月五日